

## 2008年度（平成20年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

### 1 会議名

2008年度（平成20年度）第2回福山市入札監視委員会

### 2 開催日時・場所

2008年（平成20年）8月7日（木）午後2時～午後3時15分  
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

### 3 出席委員

中山委員，相原委員，三谷委員，西原委員，竹田委員

### 4 出席した職員

土木部長，農林土木部長，建築部長，下水道部長，水道局業務部長，水道局工務部長，契約課長，  
技術検査課長，道路維持課長，沼隈建設産業課長，設備課長，営繕課長，水道局経理課長

### 5 会議の概要

#### （1）2008年度（平成20年度）の契約状況等について

契約課長から次のとおり説明を行った。

昨年度の福山市発注分の入札件数は1,023件で，落札率は74.80%，水道局発注分については入札件数239件で落札率が83.26%であった。

福山市発注分について，2004年度から2007年度までの4年間の落札率を比較したところ，2007年度は2004年度と比べ，15.7ポイント，2005年度と比べ，12.6ポイント，2006年度と比べ，5.7ポイントと大幅な低下が見られた。また，水道局発注分についても，4年間で9.2ポイントと大幅な低下が見られた。

2007年度は，設計金額1千万円未満について指名競争入札を実施し，その落札率は86.74%であったが，本年度からは，神辺町内で施工するものを除き，原則全ての建設工事の入札を条件付一般競争入札とした結果，本年4月から6月までのこの範囲の落札率は79.39%となり昨年度と比較し7.4ポイントの低下となっている。水道局発注分についても，同様に低下傾向が見られる。なお，全体の落札率は80.29%となり，前年度と比較し5.5ポイント上昇しているが，これは最低制限価格が前年度と比べ4%から7%程度引き上がったことによるものと考えている。

#### （2）抽出案件の選定理由について

竹田委員から次のとおり説明を行った。

条件付一般競争入札から，失格者が多い案件について1件，入札参加者が1社であり落札率が高いものうちどのような入札条件を設定しているのかを確認するため1件，入札参加者の

うち1社を除き全社が失格となり高い落札率となったものについて、その状況を確認するため1件選定した。指名競争入札から、神辺町内で施工の案件について落札率が低いものを1件を選定した。また、随意契約からは、緊急性を理由としているもののうち、どのような理由があったのか確認するため1件選定した。

(3) 抽出案件の審議

- ア 道路舗装工事(千代田新涯1号線)
- イ 立河内樋門設置工事
- ウ 円形管埋設工事(都市第20-22工区)
- エ 福山市立竹尋小学校南棟校舎改修給排水衛生設備工事
- オ 福山市中央図書館・福山市生涯学習プラザ館名サイン設置他工事

アからオについて、契約担当課長及び当該工事担当課長が、各々の発注した工事について説明を行った。

(4) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

指名除外措置運用状況について、契約課長から取りまとめて報告を行った。

(5) 次回委員会の開催日時について

11月中旬から11月下旬に開催することとし、日程については、後日事務局が調整する。

(6) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出方法について

次回の事案の抽出は、本年7月から9月分を対象として、相原委員が担当する。

6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 抽出案件の審議

ア 道路舗装工事(千代田新涯1号線)について

Q1 この工事について30社と失格者が多い理由は何か。

A1 舗装工事について入札参加状況を見ると、2007年度は発注件数が125件で、延べ参加者数は1,237社あり、工事1件当たりの参加者数は9.9社であった。本年度は7月31日現在で発注件数は27件で、延べ参加者数は1,126社であり、1件当たりの参加者数は41.7社で昨年度と比べ約4倍と激増している。この27件の発注のうち、26件が設計金額1千万円未満で昨年度までは指名競争入札で行っていた金額範囲のものである。本年度においては、神辺町内での工事を除き、全ての建設工事を条件付一般競争入札としたため地域を限定せず市内全域から参加できることとなり、入札参加者が増加したものと思う。また、舗装工事1件当たりの参加者が多い理由として、土木一式工事と比較して工種が少なく施工管理が容易で工事も短期間で完成することなどが考えられる。

失格者が多い理由としては、本年7月31日現在の全体の発注件数は291件で、延べ参加者数は5,538社であり、そのうち最低制限価格未満の失格者数は延べ1,513社で

失格者の割合は27.3%であった。舗装工事について、発注件数は27件で延べ参加者数が1,126社あり、そのうち失格者数は348社で失格者の割合は30.9%となっており、舗装工事に限らず全体に失格者が多い。その理由は、公共工事の発注件数が少ない中で、地域を限定せず市内全域から応募が可能となったため、競争がますます激しくなり最低制限価格付近での入札が多く、失格が増えたものと考えている。

Q2 物価の高騰により単価の見直しを行っているということだが、業者はそのことを知っておらず、微妙なところで最低制限価格を下回っているということはないのか。

A2 単価については、市場の実勢価格等を反映し改正を行っている。石油類の高騰により値上がりしているものもあるが、このことと最低制限価格を下回り失格となる者が多くいることとの関係については調査していない。

Q3 1件当たりの入札参加者がかなり増えて入札事務に支障を生じていないのか。

A3 入札事務について、従前は入札参加資格や等級、配置予定の技術者等について開札前に審査していたが、事後審査型を導入し、開札後に落札候補者について審査を行っているため、特に事務に支障を生じているということはない。

Q4 舗装工事について、昨年125件の発注があったものが、今年は7月末時点で27件しか発注していない。発注件数が少ないため、過当競争を起こしているのではないのか。

A4 発注件数が少ないこともあるが、昨年度までは指名競争入札としていた設計金額1千万円未満の工事についても、本年度から条件付一般競争入札となり、昨年度までは受注意欲があっても地域限定により参加できなかった者が参加できるようになり、より受注意欲を示しているようである。また、公共工事が減少する中で、業者数はほとんど変化がなく、かなりの業者が受注意欲を示しているものと考えている。

また、昨年度の発注件数の125件と比べ本年度の発注件数が7月末時点で27件と少ないことについては、例年4月、5月は発注件数の少ない時期で、これから発注件数が増えていけば若干参加者数も減っていくのではないかと考えているが、舗装工事については7月になっても参加者数が多い状態が続いている。

Q5 他の工事も同様に失格者が多いのか。

A5 他の工事でも、案件によっては失格者が多いものもあり、昨年度設計金額1千万円以上の条件付一般競争入札の案件についても、同様に失格者が多い状況であった。

#### イ 立河内樋門設置工事について

Q6 市が設定した入札参加資格要件に該当する業者はどのくらいいると想定していたのか。

A6 この工事は、特殊な工事でも適正な履行確保の観点から、過去の同種の施工実績を求めたものであり、該当する者は市内が2社、県内に営業所等を有する者は10社で合計12社程度いると想定していた。

この工事は、既存のゲートが老朽化し開閉が困難な状態であり、高潮による被害を防止し、水圧で操作性が低下しないゲートを新たに設置するもので、鋼製ローラーゲートの設置工事の元請として、これを自ら製作し設置した施工実績を求めた。福山市内に本店を有する者に限定すると入札者が限定され競争性が確保されない恐れがあることから、入札参加条件として県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者とした。全国の手企業のうち、広島

県内に支店又はこれに準ずるものを有する者は多くあり、数社の応募があるものと考えていたが、手持ち工事の関係もあったのか1社しか応募がなかった。

Q7 今回落札した業者は従前のゲートを設置した業者か。また、この設置業者が管理を行ってきているのか。その業者も有資格者としてこの入札に参加したのか。

A7 今回の落札業者はゲートを設置した業者ではない。設置業者が過去何回か修繕を行っている。

Q8 入札者が今回1社だったが、この情報は入札者側に届いているのか。

A8 入札参加者には参加者数が何社か一切わからないようになっている。

一般競争入札においては応札者が1社のみという状況もありうる。入札参加条件を検討し、できるだけ複数の者で競争できるよう工夫すべきである。

#### ウ 円形管理設工事（都市第20-22工区）について

Q9 落札業者の本店は工事現場のすぐ近くにあるのか。

A9 この業者の所在地は千田町にあり、施工場所から約10km程度離れている。

Q10 この工事の最低制限価格は公表しているのか。

A10 最低制限価格は非公表としている。

Q11 辞退者がいるが、その辞退理由はわかるのか。

A11 この案件について電子入札で行っており、電子上の操作で辞退できるため、具体的な理由は聞いていない。

Q12 他の円形管理設工事の落札率は、75%程度であるが、この案件は90%を超えている。

他の業者が失格となったため、この業者が結果的に落札しているが、仮にこの業者も最低制限価格未満の入札をして全者失格となっていたらどうなるのか。

A12 全者最低制限未満となった場合、再度公告し一般競争入札を行うことになる。

Q13 今回のように受注意欲があまりないものが受注するという事は、何か問題あるのではないか。円形管理設工事の入札結果を見たとき、最低制限価格未満の入札により失格となった者の数にばらつきがある。何か傾向があるのか。

A13 円形管理設工事という名称になっているが、工事内容により水道管移設など付帯的なものを含むものもあり、そこを誤って積算したことなどにより失格したのではないかと考えている。

Q14 工事名称に都市というものと下水というものがあり、下水という工事は失格者数が少ないようであるが何かあるのか。

A14 名称は、工事施工区域によって、芦田川に流入する区域のものを都市、雨が直接海に流入する区域のものを下水と区分している。工事の内容が名称により違うというものではない。

Q15 今回の入札について、制度上問題はないと思うが、最低制限価格と比べ約3百万円以上の高い額での落札となっており、市にとって損失だと思うがどのように考えているのか。

A15 今回のような入札状況は予想外だが、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低価格の入札者を落札者と決定するという地方自治法施行令の規定により落札決定している。

Q16 今年度から一般競争入札に移行し、円形管理設工事において特定の業者が偏って落札するという傾向はないか。

A 1 6 円形管理設工事の発注が多い中で、いくらかの偏りはあるが、あくまでも入札の結果であると考えている。

Q 1 7 最低制限価格あたりでの入札が続く、これからも今回の場合のように1社のみ残るといったケースが出てくる可能性がある。たとえば失格者の割合が90%以上であれば再入札をするとか取り扱いを検討すべきではないか。

A 1 7 今後の入札状況を見極める中で、課題があれば、来年度に向け制度の改善を検討していきたい。

失格者数が増加しており、統計を行い、改善策があれば考えてほしい。

入札制度は良くなっているが、リーズナブルなところで入札が行われるようにさらに制度改善を行ってほしい。

## エ 福山市立竹尋小学校南棟校舎改修給排水衛生設備工事について

Q 1 8 神辺町内で行われた指名競争入札の入札結果を見た時、この工事のみが落札率が低く他の同町内の工事は落札率が高い。なぜ、他の工事もこの工事のように落札率が低くならないのか。

A 1 8 合併に係る特例措置により、神辺町内での発注工事については、神辺町内に本店を有する業者を指名することとしている。この工事は、管工事のA及びB等級の業者への発注となるが、管工事のこの等級の業者は神辺町内に2社しかおらず、標準指名業者数に満たないため、近隣の業者を併せて指名した。この入札では失格者が2社出るといった激しい競争となっており、このように神辺町内の者とそれ以外の業者を合わせて指名した場合、落札率が低くなる傾向がみられる。地域を限定した指名競争入札には課題があると考えているが、神辺町の合併特例措置も本年度末までで、来年度からは条件付一般競争入札に移行する予定である。

Q 1 9 失格した2社は神辺町内の業者か。

A 1 9 2社とも旧福山市内の業者である。

Q 2 0 最低制限価格を1パーセントの範囲で変動させるといったところが失格に影響しているのではないか。

A 2 0 それは影響していると考えている。

Q 2 1 発注工事一覧表を見ると、一般競争入札では特定の業者への偏りが見られたのに比べ、指名競争入札では、受注業者は偏りが少ないようである。

A 2 1 土木一式工事の認定業者は神辺町内に23社いるが、合併建設計画に基づく事業などにより発注件数が多い中で、手持ち工事の係りなどから、配置技術者に余裕のある業者が多く受注しているのではないかと考えている。

## オ 福山市中央図書館・福山市生涯学習プラザ館名サイン設置他工事について

Q 2 2 改善の要望がなされたため、7月1日の開館までに完成する必要があり、緊急を要するものとして随意契約としたとのことだが、どこから要望があったのか。

A 2 2 本年3月末に地元住民から駐車場の外壁色について威圧的であることや夜間の通行時に暗くて恐ろしいことなど改善の要望が出された。具体的な対応について検討を重ね、5月末に地元と合意し、予算措置を確保する中で、急遽、設計作業を行ったものである。また、この工事の施工にあたり、足場や高所作業車を使用するため、開館後では多くの市民の来館

がある中で危険であるため、早期の完成を目指し緊急を要するものとして、当該施設の状況を把握している2社による見積り合わせを行い契約したものである。

Q 2 3 7月1日の開館までに完成する必要があるのに、工事期間が6月18日から7月18日までとなっているのはどのような理由か。

A 2 3 工事は製作を含め6月末には完成しており、残りの期間は工事関係書類の整理や検査期間としたものである。

Q 2 4 発注工事一覧に載っているこの案件以外の5件の随意契約について、同一業者に長年にわたり発注していることはないか。

A 2 4 庁舎2階納税課事務室他改修工事については、年度当初の工事で市民サービスの低下を招かないよう短期間で工事を完成させる必要があり、随意契約としたものである。1993年から約30件の工事を庁舎建設工事の共同企業体の2社にそれぞれ発注している。庁舎4階多目的便所改修工事については、2002年度から7件の工事を庁舎建築工事の共同企業体2社にそれぞれ発注している。また、福山市西部斎場火葬炉改修工事については、工業所有権の関わりもあり、設置業者と2003年度、2006年度、2007年度の3回契約している。庁舎4階外多目的便所改修給排水衛生設備工事については、配管経路が複雑なため、設置業者と随意契約としている。庁舎地下1階スクリーヒートポンプチラー(R-5)改修工事についても、設置業者と6回契約している。

随意契約は、契約の透明性という観点からできるだけ少なくしてほしい。